

アメリカ法研究の意義と課題

—刑事手続法を中心に—

小早川 義 則

も く じ

- I はじめに
- II 日米の刑事裁判対比
 - 1 アメリカの刑事裁判 (Law & Order)
 - (1) 事件の多様性
 - (2) 法の支配
 - 2 陪審評議の公開 (ABC ニュース DVD)
 - 3 日本の刑事裁判
- III 最高裁判例の役割
 - 1 統一的アメリカ法の成立
 - 2 排除法則と法の支配
 - (1) ミランダ法則と自己負罪拒否特権
 - (2) 排除法則とその例外則
- IV むすびとして

キーワード：アメリカ法，裁判員裁判，陪審裁判，絞首刑

I はじめに

2009年5月21日にスタートした裁判員裁判を契機に日本の刑事司法は大変革期に入った。裁判員裁判は国民の中から無作為に選任された原則6人の裁判員が3人の職業裁判官とともに重大な刑事事件の事実認定および量刑判断に直接参加するという画期的なものであるだけに種々の問題点があり、筆者も3年後の見直しに向けて、合理的な疑いを越えた立証の観点からとくに疑問のある死刑判決については現行の単純多数ではなく全員一致が必要ではないかなど若干の提言をしたことがある。⁽²⁾

言うまでもないが、日本国憲法31条以下の刑事手続に関する諸規定はアメリカ合衆国憲法第4修正ないし第6修正および第8修正の各人権規定に由来する。したがって、当初から英米法とりわけアメリカ法の研究が精力的に進められてきたが、早くも1975年の段階で「アメリカの法制度とは似ても似つかぬ」⁽³⁾日本の法制度の実態が指摘されていた。要するに、戦後の法改正の「英米法化」といっても見かけほどには実を結ばず、文言上はアメリカ法の影響下にあるものの、わが法は独自の展開・変容を遂げてきたというのである。さらに21世紀になると、「犯罪者処遇という側面からは、……我が国の刑事政策は世界の潮流を見事に捉えている」との指摘がある。要するに、第二次大戦後の英米法継受の時代を経て1990年から現在に至る時期は「我が国独自の法形成の時代」⁽⁴⁾であるというのである。これに対し、「日本は独自の法形成をする時代になった」というのは「その通りであ(る)」とした上で、「しかし、それだけに、窓を開いて世界の風を取り込むという努力は、もっと必要になってきているのではないか」、日本の刑事司法が独自の「ガラパゴスの繁栄に陥らないように、世界の状況を常に広く観察しておくことが、やはり必要であろう」ことが指摘されているのである。⁽⁵⁾

そして筆者も、現行法が合衆国憲法に由来する人身の自由に関する諸規定を具体化した憲法的刑事訴訟法である以上、合衆国最高裁の憲法解釈に

照らしわが国の刑事司法システムの問題点を洗い直す作業は意義あることと考え、合衆国最高裁判例の分析を中心とした一連の習作を利用しつつ順次各テーマ毎にモノグラフをものしてきた⁽⁶⁾。そして最近あらためて痛感するのは、わが国の実務では到底考えられないアメリカでの違法収集証拠排除法則の確立や弁護人依頼権の徹底的重視を背景とした司法取引の多用と量刑の厳しさである。

ところで、前述のように、素人の一般市民が事実認定および量刑判断に直接参加する点においてわが国の裁判員制度とアメリカの陪審裁判との類似性は認められるものの、死刑判決についても単純多数制を維持し、裁判員が評決の際の「多少の数」など秘匿すべき職務上知り得た秘密を明らかにした場合には「6月以下の懲役または50万円以下の罰金」という刑事罰を科すなどアメリカ法との差異は顕著である。このことは本年(2012年)1月からのテレビのデジタル化に伴ない日本の310チャンネル(有料)で放映されているアメリカで超人気という刑事裁判シリーズ Law & Order などを見れば明らかである。これはニューヨークでの凶悪な殺人事件を中心としたフィクションであるが、死刑を言い渡すには陪審の合理的疑いを越えた確信による全員一致(unanimous)が不可欠であるとの弁論・説示が繰り返されるとともに、合衆国憲法第4、第5、第6の各修正条項に関する合衆国最高裁の見解が示されて決着するという大筋は一貫している。法の支配の貫徹といえるが、他方、銃使用の多発はさておいても、余りにも頻繁な司法取引や量刑の厳しさに違和感を覚えることも少なくない。さらにアメリカでは従前およそ入ることすら認められなかった陪審員室(jury room)での評議に関しても公開性がごく一部ではあるが実現されている。例えば、アメリカで最大手のABCテレビのカメラが2004年に実際の刑事事件で初めて陪審員室に入り評議内容を放映し、それが5事件、6本組のDVDにまとめて発売されているため、われわれもそれをDVDで見ることができる。さらにアメリカではわが国とは異なりほぼすべての州で絞首刑が完全に廃止されており、致死薬注射による処刑方法のみが合憲とされているのである。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

本稿は、このような日米の新しい進展状況を踏まえ、テレビ放映やDVD資料を活用してアメリカの刑事司法の様子をヴィジュアルに示した後それを理解する上で不可欠であるにもかかわらずわが国での理解が必ずしも十分ではない重要な合衆国最高裁判例をやや詳しく紹介し、それと対比しつつ若干の具体例を挙げて日米の刑事裁判の相違を直視することにより、日本の刑事裁判の問題点についていささかの検討を加えようとするものである。

II 日米の刑事裁判対比

裁判員裁判の導入に伴い、日本のテレビでも刑事裁判ものが増えてきている。もっとも、その大半は不可解な殺人事件の犯人探しの推理に明け暮れるという旧態依然とした手法から一歩も踏み出していない、そして新聞のテレビ番組紹介に引き付けられて本稿執筆中に見た世界法廷ミステリー「推定有罪～実録事件法廷攻防ドキュメント 裁くのはアナタだ！」⁽¹¹⁾も大同小異である。途中から見たに過ぎなかったため正確でないかもしれないが、要は、「全米騒然の銃撃判決、疑惑の母 VS. 虐待の祖父、2歳娘殺したのは誰？」ほか3件の「実録事件」について壇上にいる6人のタレント(?)が有罪・無罪の判断をするというものである。「実録」刑事事件といっても、わが国では一種の娯楽番組として取り上げられているに過ぎないため目くじらを立てる程のものではないが、いずれも殺人事件であり「あなたならどう裁きますか」という重いテーマであるにもかかわらず、証人(witness)、証拠(evidence)などの言葉は繰り返し字幕で出てくるものの「合理的な疑い」などへの言及は一切ないまま、お笑いに終始しつつ全員が有罪・無罪を判断するという内容には違和感を禁じえないものがあった。そして「すべての刑事上の訴追において……公平な陪審による迅速な公開の裁判」を被告人に保障する合衆国憲法第6修正に由来する陪審裁判が建国以降数百年にわたり定着しているアメリカの刑事裁判との差異をあらためて痛感したのである。もっとも、実際に陪審員となったという何人

かの方がスクリーン越しではあるが登場し自らが関与した死刑判決について感想を語ったことなどは、日本の裁判員の終生に及ぶ余りにも厳格な守秘義務との差異について思いを至したであろう視聴者も少なくないはずで、この点はテレビの影響力を考えるといささかの慰めにはなった。

以下、ひとまず前述の Law & Order および ABC 放映の DVD の一部を紹介しておく。前者はフィクションであるがアメリカでの法の支配を理解する上で有益であり、後者は主として陪審の評議に限られているとはいえ実際の刑事事件を取り扱っているので前者を一部にせよ検証するものとしても欠かせない。そしてわが国の一般国民にとっておそらく馴染みはないであろうが、アメリカの刑事裁判を理解する上で欠かせない重要な合衆国最高裁判例について若干付言することとしたい。

1 アメリカの刑事裁判 (Law & Order)

Law & Order はフィクションとはいうもののアメリカで話題となった刑事事件をベースにしたと思われるものが大半であるだけに、誠に興味深い場面が少なくない。もっとも、一般市民向けの刑事裁判ものである以上やむを得ないとはいえ事件の発端はほとんど銃等による凄惨な射殺事件で死体の写真が大きく写し出されるなど、平均的な日本国民にとっては「怖いところ」というニューヨークのイメージを増幅しかねないうらみがあり、その後の展開も解しかねるところが少なくない。ただ、事件の後半に入り被疑者取調べを経て舞台が法廷に移ると様子は一変する。法廷での陪審員選任手続や証人の宣誓の様子などが描写された後、検察官と弁護人との激しい交互尋問が始まり、その過程で争点に関連する最高裁判例への両当事者による言及があり、その間に司法取引をはさみつつ、最後は陪審による全員一致評決で決着するという筋書はほぼ同一である。簡単なメモと記憶に基づいたものであり必ずしも正確とはいえませんが、以下の記述はとくに興味を覚えた事件を中心としたものであるため、少なくとも大筋において誤りはないといって差し支えない。

(1) 事件の多様性

まず第1に注目されるのは事件および内容の多様性である。事件の端緒は銃器による殺人ないし放置死体の発見であり、ニューヨーク市警 (New York City Police Department) の殺人課の2人 (P, Q) の刑事 (detectives) が現場に駆け付け捜査が始まる。犯罪現場はニューヨークの地下鉄、ブロンクス (Spanish ハーレム)、セントラル・パーク周辺のほか教会や高級ホテル内など多様である。

そして事件の内容もいわゆる pro-life 派の一部過激グループによる堕胎医への度重なる襲撃⁽¹²⁾、一夫多妻を実行しているとされるモルモン教徒の代表者 (初老) による警察の保護下にある“妻” (17歳) の奪還などは日本ではおよそあり得ない事件である。また、日本帰りの若いホステス嬢によるニューヨークを再訪した元雇用者の日本人男性へのホテル内での報復殺人は、日本滞在中にパスポートを取り上げられ客へのサービスを拒否すると殴られるなどしたためそのときの恐怖心が外傷性ストレス障害 (post-traumatic stress disorder) となり本件殺害に及んだとの被告人の抗弁を陪審が認め無罪とする事例などは、日本での東南アジア女性へのパスポートを取り上げての売春強要事件などとの混同がみられるばかりか日本社会への無理解ないし偏見が介在しているのだろうが、日本は男社会で女性はその奉仕者にすぎないとの指摘はアメリカの一般市民の固定観念の反映と思われた。ちなみに数度の実体験にすぎないが、アメリカ人ホステスは飲まないし、少なくとも「私もいただいでいいかしら」のおねだりは一切せず自己主張も明確であった記憶がある。さらにメキシコの麻薬カルテルによる誘拐後に洗脳教育を受けたとされる未成年者による被告人の犯人性を否定する事件なども洗脳という意味ではオウム関連事件を彷彿させるが、いずれも余りにも単純化したため奇異な結論が導かれるという点では同様であり、アメリカの一般市民にとっておそらく比較的周知の事件であるため視聴者に興味を抱かせる娯楽番組としては特段の問題があるとは思えないし、日本のテレビのお笑い番組と大同小異だろう。

ただ、Law & Order には、とりわけアメリカで深刻な人種問題のほかア

フガン帰還兵の PTSD など深刻な問題が刑事裁判を介して生々しくかつ真剣に描写される, 刑事の 1 人は黒人またはヒスパニック系で, リーダー格の警部補 (lieutenant) は黒人女性であり, 登場する数人の検事や検事補もほぼ同じ構成とってよい。単なる娯楽番組として捉えきれない側面が多くあり, 「犯罪サスペンスドラマの最高峰」「これを見ずしてアメリカは語れない」との宣伝文句もあながち誇張とは言い切れないようにも思われる。また犯罪捜査の際にロースクールでの講義内容への言及があるなどはわが国の刑事裁判ものには全く見られないだけに捜査実務とロースクールとの関わりに思いを至すことも多い。

さらに身柄拘束下での取調べに際してわが国でも周知のいわゆるミランダ警告はもちろん, 時々実施される被疑者と肌色も体躯もほぼ同じ通常は 5~6 人から成る面割り行列での犯人識別の状況がテレビの画面に写し出される。そして大陪審起訴 (indictment) や検察官起訴 (information) 後の当事者の立会いの下での陪審員選任手続 (voir dire) や証人の宣誓後の検察官による主尋問に続いての弁護人の反対尋問があり, その間に裁判官と検察官・弁護人との法廷内や裁判官の執務室での頻繁な協議, 関連判例の提示, 陪審への説示, そして全員一致評決により事件は決着するのである。

このように見てくると, わが国の刑事裁判ものとの差異はあまりにも顕著であり, その根底には陪審裁判を介してのいわゆる法の支配に関する一般市民の理解があると思われるが, さしあたり違法収集証拠の排除法則に関する具体的な事例を取り上げつつやや詳しく紹介しておく。

(2) 法の支配

日本の刑事裁判ものとの決定的相違は, ミランダの排除法則 (Miranda exclusionary rule⁽¹⁴⁾) を含めた違法収集証拠の排除法則 (exclusionary rule) の確立に伴う弁護人依頼権の徹底的重視である。

まず今日ではわが国でも周知のいわゆるミランダ警告 (Miranda warnings) の完全実施がある。後ろ手錠をかけての被疑者の逮捕時に必ず, あ

なたには黙秘する権利がある、供述すれば後に不利な証拠となることがある、取調べ中に弁護人の同席を求める権利がある、そして経済的余裕がなければ弁護人を付けてもらえるという4要件の告知である。テレビ映画でもあり、最初の黙秘する権利 (right to remain silent) 以外は省略されることが多いが、ミランダはアメリカの大衆文化 (American popular culture) であるという事実をあらためて実感する。

本稿執筆中の2012年3月放映の番組ではニューヨークの地下鉄での黒人を対象とした大量殺人事件でメアリーランド州ボルティモア (Baltimore) で類似の未解決事件を捜査中の彼地の捜査官がニューヨークにやって来て被疑者を取調べ中に「もう話さない、弁護人を」の意思表示を無視して取調べを続行し「自白」を獲得したところ取調べをガラス越しに監視していた警部補の指示でニューヨーク市警の刑事が中に入り取調べを中止させたが、後にその「自白」の証拠排除の申立てが認められた。しかしニューヨークの事件での目撃証人やボルティモアでの類似事件に関する証拠が採用され陪審は全員一致で被告人の有罪を認定するという結論にはやや問題はあまるものの、重要なことはミランダ警告後の黙秘権や弁護人依頼権の行使があれば取調べは直ちに即中止されるという捜査実務が一般市民向けの娯楽番組で繰り返し放映されていることである。

次に、全く思いがけず「毒樹の果実」や「不可避的発見」の字幕に接して心地よい驚き (pleasant surprise) に浸ったことがある。

大陪審員長 (A) が某工場への手入れの情報を息子にもらし、それを聞知したXが刑事 (P) の自宅に出かけてPを射殺したという前提だが、同僚の刑事 (Q) が警官殺し (cop killing) は見つければNY中の警官に追い詰められ射殺されるとAに話してAから入手した情報に基づいてXの所在を突き止める、間もなく発見したXを尾行して彼の耳の後ろに銃を突き付け自白を迫ったが否認し続けたため撃鉄 (安全弁) を上げてカチッと音をさせてお前がPを殺したような方法でお前を殺してやるといって自白を強要した結果“俺が殺した (I shot him)”との自白を獲得したためXを逮捕し警察署に連行した、そして他の警官が取調室でミランダ警告後にあら

ためてXから自白を獲得した。公判が始まると強要による自白であり、その自白は一切使えないことを理由に弁護人から審理無効 (mistrial) の申し出があった。他方、Qによる自白強要を疑ったストーン検事はQの自白採取に至る経緯を聴取して自白強要を確信したため“君の行為の結果、自白はもちろん、自白に基づいて発見された銃も“毒樹の果実”として排除されるため犯人であるXは無罪釈放となり、さらに君は職を失ったうえ年金 (pension) ももらえなくなる”と言ったところ、果実 (fruits) とか何か難しいことは知らないが、要するにあいつは警官殺しだ云々でQはXに自白を強要したことを認める供述書に署名する。自白およびそれに由来する銃は排除されたが、大陪審員長Aの息子への手入れ情報の提供が発端であることが判明し一件落着する。すなわち、警官 (P) 殺害事件の翌日、工場事務室への搜索令状を入手していたためその令状による搜索の結果、事務室机の中に保管されてあった銃——Xはこれを持ち出して警官を射殺した——は不可避的に発見されていたであろうから排除法則に対する不可避的発見の例外に該当するとして許容性が認められたため陪審はそれを証拠としてXによる警官 (P) 殺害を認定して結着した。さらに興味深かったのは、審理無効という弁護人の主張に対し検察官が不可避的発見の例外を主張したところ、裁判官が何度も休廷 (recess) を繰り返しつつこの問題については明日決定すると告げて一たん閉廷する、そして翌日フルミネンテ判決⁽¹⁵⁾に言及したものの、この問題に関する合衆国最高裁判決⁽¹⁶⁾があるのでそれに従うとした上で、別途有効な搜索令状に基づいて当該凶器が発見されていたであろうことは確実であると認め、審理無効を認めずパロールなしの25年の拘禁刑から終身刑の判決を言い渡したためXから自白を強要した警官もこれに満足したという筋書である。

このほかにも合衆国最高裁判例をベースにしたものが非常に多い。例えば、放火殺人事件の被疑者の右足の傷跡 (scars) の中にあると思われる破片について彼の明示の拒否にもかかわらず公開の法廷での裁判官の命令によって手術が別途実施された結果、右足にあった破片が現場に残されたものと同一であると判明したため有罪が導かれたという事件などは弾丸摘

出手術を肯定したコロンビア地区控訴裁判所の判決⁽¹⁷⁾を想起させた。また電話盗聴に関するキャッツ判決⁽¹⁸⁾、科学的証拠に関するフライ判決⁽¹⁹⁾、稀釈法理に関するチェッコリニー判決⁽²⁰⁾やミランダ違反を否定したイニス判決⁽²¹⁾、そして最近のメレンデス・ディアス判決⁽²²⁾まで字幕に出てきたのに驚いた。さらに「利益に反する供述」だから伝聞法則の適用はない、共犯者の自白は補強証拠がないと利用できない、夫婦間の特権に関する問題であるなどのような指摘に加えてコンスピラシーを適用する事件が非常に多い。いずれもかつて紹介した判例に関わるものであるだけに興味を覚えるとともに、あらためて重要判例を事実関係を含めて正確に把握しておく必要を痛感したのである。

また死刑関連事件で潜入警察官を殺害したうえ資金洗浄 (money laundering) で荒稼ぎをしていた会計士という設定での有罪判決も脳裏に焼き付いている。陪審の全員一致による死刑評決後に致死薬注射 (lethal injection) による死刑が言い渡された際に裁判官が陪審員の一人ひとりに致死薬注射による死刑判決に賛成しますかと尋ねる、そして全員が“はい、賛成します (Yes, your honor)” と答えたのである。

Law & Order シリーズ6の最終回も特に興味深かった。車を相手の車に故意に衝突させて降りてきた女性を強姦・殺害した男を起訴しかつ死刑を求刑した検事P (男性) と検事補Q (女性) および刑事2人 (RとS) が致死薬注射による処刑に立ち会った後での心の葛藤を描いたものである。Pは昔なじみのバーで隣席の男性と意気投合し父親の思い出を初めて語る。妻子あるRは白人女性にナンパされてためらいつつベッドイン寸前で幕となる。かつてアルコール中毒であったSはそのため妻子と別居していたが、娘との久し振りの昼食時に種々回顧する、そして先のバーに出かけてPと雑談する、そして間もなく講義中の父親 (ロースクール教授) と会い相変わらず契約書の実物も見たことのない学生に法律を教えているのね云々のあと同じバーにやって来たQをRが自宅に送る途中で車に追突されてQは死亡するという結末だった。

Law & Order は総じてそうだが、殺人課の刑事が凶悪犯人を追い詰める

過程で何とか「ぐれなかった」それぞれの過去を赤裸々に語る、そして今回は死刑の執行に立ち会った後で職責を果たしたものの本当にあれでよかったのかと反芻しつつ、その高まった気持を押えるための飲酒あるいは通常は拒否している女性の誘いに応じるなどの場面は日本の刑事裁判ものには全く見られないことであり、米国で超人気とされる所以の1つであるのかもしれないと思ったりした。

このほか米国の首都ワシントンのバリー元市長の市長復帰への言及が突然あり驚いた。再選間違いなしと思われていたバリー氏は選挙直前の1990年1月、ホテルの一室で元愛人ムーアさんから手渡されたコカインを吸引中に逮捕された、完全なおとり捜査であるが、4年後の1994年11月の選挙で共和党の女性候補を接戦の末に下し市長への返り咲きを果たしたのである。ワシントン市の住民のほぼ7割が黒人であり、黒人でありながらトップまで登りつめたバリー氏は立志伝中の人物で圧倒的人気を有していた。⁽²³⁾「おとり」捜査もさることながら、あらためて人種問題の根強さを想起するなどしたのである。

ちなみに、筆者の留学した1988年から1990年当時、ブロードウェイの劇場街を東西に走る42丁目 (Forty-Second Street) 周辺の建物の角には複数の警察官が必ずいたことに示されているように、ニューヨークの治安は最悪とされていた。しかし、その後、ニューヨークは全米で最も安全な都市といえるほど治安は驚異的なまでに改善された。例えば、2010年の再訪時には従前には全く見かけられなかった若い女性や小学生のグループがほぼ満員に近い地下鉄を利用していった。その背景にはかつて多かった貸室 (for rent) の表示がなくホームレスも全く見かけなくなったということに示されているようにアメリカ経済の復興があるのだろうが、いずれにせよ、Law & Order での殺人事件の多発地帯ニューヨークというイメージは必ずしも現実を反映していないことをニューヨーカのためにもあらためて強調しておきたい。

2 陪審評議の公開（ABC ニュース DVD）

ABC ニュース特別番組（News Special）で放映されたDVDは5事件、6本組みから成る。以下、簡単に紹介した後、若干のコメントを加えることとしたい。

(1) Ohio v. Mark Ducic——多重謀殺（法定刑はパロールのない終身刑等または死刑）

Ducic (X) は内縁の妻 (A) と友人 (B) を相次いで薬物を摂取させ殺害した加重謀殺 (aggravated murder) で起訴された。被告人らはいずれも麻薬密売人 (drug dealer) の前歴がある。陪審員選定時に候補者全員が一人ひとり裁判官執務室 (chamber) に出頭し、弁護士 (被告人を含む) と検察官立会いの下で裁判官が「必要な場合には法に従って評決判断をすることができますか」「信仰その他の理由で死刑に反対ですか」など質問し、曖昧な答弁に終始した48名中6名だけが排除された。検屍官 (coroner) の証言によると、警察から連絡があるまで単なる偶発的な薬物の過剰摂取による死亡と考えていたという。

被告人に決定的に不利な証拠はXの「自白」を録音したという同房者Yの証言である。YはXから「自白」を入手し、それを15時間にわたって録音しており、それが法廷で陪審に示された。その録音テープは雑音が多くほとんどききとれなかったにもかかわらず「自白」の部分は鮮明であるなど不自然なところがあり、かつYは今まで麻薬関連犯罪で何度も逮捕され検察側証人となることで訴追免除を得たことがあるため弁護側はこの点につき厳しく追求しつつ「薬物を組み合わせて酒と混ぜれば簡単に人を殺せる」として500ドルで殺害を安易に引き受けるXはほら吹き (bragger) にすぎないと主張した。録音テープの不明瞭などを理由に無罪を主張していた陪審員の1人がもうこれ以上陪審員の任務を続けられないとして裁判官の助言を求めたところ免除の基準は「法律的または精神的に陪審評議を継続できるかどうか」であるという紋切型の助言を受けて結局「できます」と答えたため評議室に戻る。そして全員で「説示書」を読み直すが、「自白」が決め手となり全員一致で被告人の有罪を評決する。

量刑評議では死刑7名、終身刑3名、そして25年の拘禁刑後にXにパロールを認めた方がよいとすると見解の3つに分かれたため、裁判官に量刑判断が委ねられることになった。裁判官は2件の殺害についていずれもパロールなしの終身刑を言い渡した後、両者は別個 (separate and distinctive) の犯罪であるから順次 (consecutively) 刑を執行すると宣告した。なお、Xは陪審の評決に対し控訴した⁽²⁴⁾。

(2) Colorado v. Laura Trujillo——子供に対する虐待致死 (法定刑は18～48年の拘禁刑)

Trujillo (X) は同棲中のボーイフレンド (Y) とともに2歳児 (A) への虐待致死で訴追された。Xは酒 (painkiller) を飲んで寝たが目が覚めたときAがいなかったので驚いたと供述していたが、Yによると、食べ物のことでのAの折檻時にXは起きていたという。Aには多数の傷跡が残されており、肋骨は5本折れてそのうち2本は自然治癒していたが暴行による死亡は明らかである旨Aの死体を示しつつ検屍官は証言していた。Yは暴行の事実を認めておりYがAを殺害したことには争いがない。州法によると、虐待の事実を知っていたにもかかわらずAを保護する措置をとってなかったのであれば有罪となるためYのAへの虐待をXが知っていたかが争点であった。陪審の見解は一致せず、結局、reckless (未必の故意ないし認識ある過失に相当) に虐待に関与し死亡に至らしめたという第2級故殺 (second degree manslaughter) でXの有罪が認められた。これは軽罪 (misdemeanor) で最高刑は州刑務所での2年間の拘禁刑にとどまり、虐待致死が認められた場合の16～48年の拘禁刑とは比較にならないので、弁護人はXに勝った、勝った (You won, you won) を繰り返していた。そして裁判官は後日、Xに2年の拘禁刑を言い渡した。

ちなみに、大阪地裁での裁判員裁判の傍聴時に、施設から引き取った6歳 (?) 児に対する同棲中の男 (再婚相手か?) による暴行致死事件で事実を認めた男に対し懲役7年、他方、母親に対し懲役8年が言い渡されていた。暴行致死を認め法廷でそれを再現した男を眺めていた裁判員全員の何ともやりきれない表情は Trujillo 事件で検屍官の証言に注視していた時

の陪審員の表情とが当然とはいえ酷似していたことが脳裡に焼き付いている。

(3) Colorado v. Bryson Knight——第1級謀殺罪（法定刑はパロールのない終身刑）

21歳の男子学生 Knight (X) はいわば恋敵の学生 Y への殺人で起訴された。Y がギャングの一員であったことを知っていたためピストルを持参して押しかけたことを認めつつ Y が先に撃ったとして X は正当防衛の主張をしたが、正当防衛の主張は認められなかった、そこで第1級謀殺でパロールのない終身刑、または第2級謀殺 (second-degree murder) か故殺 (manslaughter) となるかが争点となり、結局、Y による挑発行為 (provocation) も認められないとして第2級謀殺罪で有罪とすることで陪審の評議は一致した。3か月後の量刑宣告時に裁判官は、X に20年の拘禁刑と5年間のパロールの可能性を言い渡したため、X は15年後の36歳になって初めて5年間のパロールが認められることになる。

(4) Arizona v. Wendy S. Anderson——交通事故による故殺（法定刑は7～38年の拘禁刑）

被告人 (X) は飲酒後のパーティ帰りに左折判断を誤り A のバイクと正面衝突し A を死亡させたという故殺罪 (manslaughter) で起訴された。A の父親が弁護人の発言の途中で激昂して暴言をはいたため審理やり直し (mistrial) となり、3か月後に新しい陪審による公判が始まった。X は飲酒運転でもあり7～38年の拘禁刑を科せられる故殺 (manslaughter) で有罪とされた。裁判官による量刑判断時に被害者の父親が証人台に立って X の残りの人生を刑務所で過ごさせることは望まないと証言した。X は結局、10年半の拘禁刑を言い渡された。なお、X はシングルマザーであり、祖母とともに何度も拘置所を訪問し、お互いに I love you, I miss you を繰り返していた小学生と思われる一人娘が20歳になったときに初めて X のパロールが認められるであろうとの字幕が最後に出ていた。

(5) Colorado v. Daniel Prickett——薬物による第2級謀殺罪（法定刑は16～48年の拘禁刑）

被告人(X)は義弟(A)一家とクリスマス休暇中にAとチェスを楽しんでいたところ口論になり、顔面を殴りつけたことに争いはない。Aはその後トイレで倒れているのが発見され間もなく死亡したが、死因は飲酒および薬物(ヘロイン)の過剰摂取(overdose)によるものと診断された。検察官はXを16年から48年の拘禁刑に処しうる第2級謀殺罪(second degree murder)で起訴したが、故殺(manslaughter)または過失致死(criminal negligence homicide)の余地のあることを認めていた。陪審は第2級謀殺罪については一致しなかった(6人が有罪, 5人が無罪, 1人が保留)が、その後の評議で4人は完全無罪とし、8人がXには何らかの責任(some responsibility)があることを認めたため、あらためて評議の結果、過失致死で有罪とすることで一致した。2月半後に裁判官による判決の言い渡しがあり、2年間の社会矯正施設(social correction facility)送りとなったものの、刑務所に行く必要はなく仕事もそのまま続けられるという内容だった。

(6) まとめ

ABCテレビ放映DVDとは異なり実際の刑事裁判に関するものとはいえ陪審の評議が中心で事実関係についても簡略化されているため、ヒアリングの問題はさておいても、必ずしも十分に紹介できなかった恨みがある。しかし、従前のアメリカ法のやや皮相的な理解ががより具体的立体的となり今後の研究に大いに資するであろうと思われたは最大の収穫であった。

以下、まとめとして若干の感想ないし疑問点を指摘しておく。

まず驚いたのはやはり量刑の厳しさである、法定刑自体が非常に重い。そしてアメリカでは有罪の事実認定は陪審が有罪認定後の量刑判断は裁判官が行うが、2002年のリング判決(Ring v. Arizona, 536 U.S. 580)で死刑判決の鍵となる加重その他の判断は陪審の権限であると判示されて以降、死刑判決については事実認定および量刑判断を同一の陪審が行うことが確立している。したがってDucic判決のように死刑が相当かについて評議が一致しない場合に限り裁判官が量刑判断を行うことになる。事実認定も量

刑判断も全員一致が原則であり、死刑についてはほぼすべての法域において陪審の全員一致評決が要求されるため、たとえ11名の陪審員が死刑相当と判断しても死刑を言い渡すことはできない。単純多数決での死刑判決を肯定する日本法との大きな相違点である。ただ、Ducic 事件で被告人の有罪の決め手とされた自白は同房者でかつ多くの事件で検察側証人となることによって訴追を免れていた人物によって秘かに録音されていたものであるにもかかわらず、そのような録音がなぜ許容されて陪審に提示されることになったのかが判然としないなどの疑問点がある。判例 (supra note 15, *Arizona v. Fulminante*, 499 U.S. 279) に従ってのことだろうが、Law & Order で時々見らるたシーンで潜入捜査官は積極的に囚人に話しかけず専ら耳を傾けるだけにせよとの指示が繰り返されているだけに疑問と思われたのである。

次にいわゆるラフジャスティスの問題がある。例えば、Prickett 事件で検察側は強力な証拠のある事案 (strong case) ではないので故殺または過失致死の可能性があることを認めつつ第2級謀殺罪で起訴しており、事案の内容からしても余りにもラフな対応で腑に落ちないところがあった。

その他、例えば、Knight 事件での弁護人は殺人事件であるにもかかわらず大声で談笑するなどの場面もあり違和感を覚えた。もっとも、陪審員室では飲食物を片手に和気あいあいかつ真剣に評議を重ねる場面が多く、陪審制度と全員一致評決の重みを実感したのである。

3 日本の刑事裁判

このようにみえてくると、人身の自由に関する憲法条項を共有しながら日本の刑事裁判の差異は歴然としており「似て非なるもの」との表現は言い得て妙と思われる。そこであらためてアメリカ法と対比しつつ日本の刑事裁判の特色ないし欠陥について若干の視点を指摘しておく。

第1、日本の刑事裁判の密室性ないし非公開性の問題がある。アメリカでは逮捕後直ちにミランダ警告を与えるので被疑者が黙秘権を行使したり弁護人の同席を求める権利を行使すると、取調べは直ちに中止される。わ

が国では被疑者が黙秘権を行使したとしても最高裁によって取調べ受忍義務が肯定されているため、取調室からの退去は認められず、最大限23日間にわたり黙秘したままで取調べに応じなければならない⁽²⁵⁾。そしてアメリカでは陪審員選任手続についても公開の法廷ないし Ducic 判決に示されているように両当事者立会いの上で行われる。これに対しわが国の裁判員選任手続は非公開であり、何らかの形で行われるであろう裁判官の説示も全く窺い知ることができないのである。

第2, 判決ないし評議の非全員一致性の問題がある。繰り返し指摘したように、アメリカでは陪審の評決は全員一致が原則で少なくとも死刑判決についてはほとんどの法域で陪審による全員一致の評決が必要とされている⁽²⁶⁾。これに対し、わが国では単純多数決によるとされており死刑判決についても同様である。わが国では裁判員に生涯にわたり守秘義務を課しているのに対しアメリカで守秘義務がほとんど問題とされないのは評議の全員一致制によるところが大きいといつて大過あるまい。

第3, 死刑の執行方法や公開性についても日米の差異は顕著である。アメリカでは1888年のニューヨーク州法を皮切りに各州は徐々に絞首刑を廃し、今ではすべての州で致死薬注射による処刑方法が採用されている。そして合衆国最高裁は2008年のベイズ判決 (Baze v. Rees, 128 S.Ct. 1520) において、「われわれの社会は死刑を執行するより人道的な方向に歩み続けてきた。銃殺刑、絞首刑、電気椅子、そしてガス室はより人道的な方法に道を譲り、致死薬注射に関するコンセンサスで頂点に達した」と判示している⁽²⁷⁾のである。

そして最後に、違法収集証拠の排除法則の問題がある。わが最高裁は1978年(昭和53年)の大阪天王寺覚せい剤事件判決において、証拠物の押収等の手続に「令状主義の精神を没却するような重大な違法」があり、これを証拠として許容することが「将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でない」場合には、その証拠能力を否定すべきであると判示し、一般論としてではあるが、違法収集証拠の排除法則を採用することを明らかにした。そして平成15年(2003年)の天津覚せい剤事件判決において、

覚せい剤の自己使用、所持及び譲渡の事案で違法逮捕後に被告人が任意提出した尿の鑑定書の証拠能力および同鑑定書を疎明資料として発付された捜索差押許可状に基づき被告人方から押収された覚せい剤の証拠能力が争われた事案につき、前者の尿の鑑定書については初めて排除法則を適用してその証拠能力を否定しつつ、後者の覚せい剤については毒樹たる尿の鑑定書との「関係は密接でない」としてその証拠能力を肯定したため不可避的発見の法理を意識し「これを参考にした」ことが指摘されており、いずれにせよ排除法則が新局面を迎えることになったのである。⁽²⁸⁾

これに対し、アメリカでは毒樹の果実やその例外則としての不可避的発見の法理は判例上確立しているばかりか Law & Order に見られるように一般市民を対象とした娯楽番組の中でも度々取り上げられている。主として学界レベルでの議論にとどまる日本法との差異は大きい、一連の最高裁判例による法の支配の貫徹がその背後にあるとあって差し支えないであろう。

III 最高裁判例の役割

Law & Order はあくまでもフィクションであり一種の娯楽番組に過ぎないとはいえアメリカでの法の支配を垣間見る上で極めて有用である。ただ、被疑者取調べに関するミランダ判決のほか排除法則に関しても合衆国最高裁判例の裏付けがあるにもかかわらずわが国の一般国民の知識は皆無に近い、学界レベルでの理解も必ずしも十分とはいえない。そこで以下、ひとまず合衆国最高裁の役割を概観した後、最も重要なミランダを含めた排除法則に関する最高裁判例についてその具体的意味を明らかにしておく。

1 統一的美リカ法の成立

合衆国憲法は1788年に制定施行され、翌1789年4月、ジョージ・ワシントンがニューヨークで初代大統領に就任し、合衆国政府が発足した。憲法制定時にいわゆる権利の章典規定を明示するかにつき争いがあり、第1修

正ないし第10修正の諸規定は1791年に憲法修正として付加されることになった。これが当初のいわゆる憲法修正条項10箇条であり、権利の章典 (Bill of Rights) と呼ばれているものである。その後、市民 (南北) 戦争を契機として、1865年から1870年にかけて第13修正ないし第15修正の市民戦争修正条項 (Civil War Amendments) が成立する。1868年 (明治元年) 成立の第14修正は「いかなる州も、法の適正な手続によらなければ (without due process of law), 人の生命、自由または財産を奪うことはできない。またその管轄内にある何人に対しても法の平等な保護 (the equal protection of the laws) を拒んではならない」と定める。このいわゆるデュー・プロセス条項および平等条項は、第13修正 (奴隷制度廃止) および第15修正 (黒人への選挙権の保障) とともに、アメリカでの人権保障の促進に重要な役割を果たすことになる。

ところで、1788年制定の合衆国憲法第5修正は「何人も法の適正な手続によらなければ、生命、自由または財産を奪われることはない」と規定し、何人に対してもいわゆるデュー・プロセスを保障しているが、それはあくまでも連邦政府への規制にとどまる。これに対し、1868年に制定付加された第14修正のデュー・プロセス条項は州政府をも規制するが、合衆国最高裁はその後も従前の連邦主義の観念に固執し、州の刑事司法への合衆国憲法による介入を認めず、ほぼ60年間にわたり州の刑事手続における個人の権利侵害の申立てをすべて退けてきた。このような“石器時代”の幕引きの先駆けとなり、現代の憲法的刑事手続法 (the modern law of constitutional criminal procedure) の到来を告げたのが「第14修正のデュー・プロセス条項は州の刑事手続における弁護人依頼権を含むと解した」1932年のパウエル判決 (Powell v. Alabama, 287 U.S. 45) ⁽²⁹⁾ である。

そして合衆国最高裁はとりわけウォーレン・コート (1953-69) 下に、わが憲法31条に相当する第14修正のデュー・プロセス条項を活用し、第5修正の大陪審により起訴される権利を除き、第4修正の不合理な搜索逮捕・押収の禁止、第5修正の自己負罪拒否特権、そして第6修正の弁護人の援助を受ける権利など合衆国憲法修正条項の定める諸権利はすべて州にもそ

のまま適用されることを順次明らかにした。各州は合衆国最高裁の憲法解釈に最小限拘束されるため、その限度で刑事手続に関する統一的なアメリカ法が形成されている。ただ、アメリカでは「連邦の刑事訴追は連邦および州裁判所での全刑事訴追事件数のわずか0.4%」を占めるにすぎず⁽³⁰⁾、刑事事件の大半は州レベルで処理されている以上、州法の規定が極めて重要であるが、権利の章典に関する限り、合衆国最高裁の見解が全米を支配する。Law & Order で合衆国最高裁判例への言及が多いのはこのためである。

2 排除法則と法の支配

アメリカでの法の支配を理解する上で最も重要なのはミランダ法則を含めた違法収集証拠排除法則の確立である。権利の章典の規定に違反して獲得された証拠は例外法則に該当しない限り、被告人を有罪とする証拠として用いることができないというのである。

以下、論述の便宜上、ミランダ法則とそれ以外の排除法則に分けて簡単に説明しておく。

(1) ミランダ法則と自己負罪拒否特権

合衆国最高裁は1966年6月13日のミランダ判決⁽³¹⁾において当時18歳のC女に対する強姦事件等の被疑者E・ミランダが自宅から任意同行されたフェニックス市警察署において間もなく自白し陪審裁判で有罪とされアリゾナ州最高裁もこれを維持した事案につき、ミランダを含む4つの争点類似事件につき被告側の上告受理の申立てを容れた上で単一の判断基準を示しいわゆるミランダ法則を明らかにした。すなわち、外部から隔離した身柄拘束中の取調べは内在的に強制的な雰囲気の下に行われるから第5修正の自己負罪拒否特権と相容れないおそれがある、そこでこの特権を保障するために手続的な保護手段として「彼はいかなる取調べにも先立って、黙秘権のあること、彼の述べたいかなることも後の公判で不利な証拠として用いられうること、彼には弁護人に立ち会ってもらふ権利のあること、そして彼に弁護人を依頼する経済的余裕がなければ、もし彼がそのように希望す

るのであれば、いかなる取調べにも先立って彼のために弁護人が選任されることを告知されなければならない。これらの諸権利を行使する機会を取調べの全期間を通じて彼に与えられなければならない。このような警告が与えられた後で、これらの権利を十分に理解して放棄し供述することはできる。しかし、このような権利警告および権利放棄が公判で検察側によって立証されない限り、取調べの結果獲得された証拠を彼に不利に用いることはできない」と判示したのである。

被告人ミランダはもちろん取調べ時に弁護人の立会いを求める権利などの告知をされていなかったためアリゾナ州最高裁判決は破棄され、やり直し裁判が命じられた。再公判では決定的証拠である自白は排除されていたためミランダの有罪判決は至難と思われたが、被害者女性(C)のほかMrs. Hoffman(H)の証言によってミランダは再び有罪とされた。Hによると、逮捕直後の1963年3月16日にミランダと面会するため拘置所を訪れた際に、ミランダはC強姦等の事実を打ち明けたというのである。ただ、Hは子連れでミランダと同棲しさらにミランダとの間に一子をもうけていたが正式の婚姻関係にはなかったにもかかわらずミランダの妻であると述べるなどしていたため、いわゆる夫婦間の秘密交通権との関わりでやや複雑な問題があり、さらにHの供述は第5修正違反とされたミランダの自白の果実ではないかが争われたが、第1審裁判所はH証言を認めたため、C証言と相俟ってミランダは再び有罪とされた。そしてアリゾナ州最高裁は、被告人は取調べを受けて自白するまで約2時間しか経っておらず、Hがミランダと面会したときには取調べは終了しており、そしてHは警察とは関係なしに自らの意思で拘置所を訪れたことを理由に、ミランダから誘拐・強姦の告白を聞知した旨のH証言は被告人から警察官が違法に獲得した自白から“稀釈(attenuated)”しているとして原判決を維持した⁽³²⁾。

わが国では「ミランダは無罪となった」とする向きが一部にあるが、ミランダはやり直し裁判であらためて有罪となったことを押えておくのは極めて重要である。アメリカでも「ミランダ判決後のミランダの有罪」についてはほとんど言及されることはないが、「自白排除の結果、無罪放免さ

れるのは7035件のうち僅か5件、すなわち0.07%にすぎない」ので「お巡りがヘマをしたから犯人が釈放される」ことにはならないことを確認する上でも重要であることが指摘されているのである。⁽³³⁾

なお、ミランダのやり直し裁判での有罪の決め手となったH証人はミランダの服役中に他の男との間にさらに一子をもうけていた。そして1972年末に出所したミランダは重罪の前科者に理髪師の免許を与えることが禁止されていたため、ミランダは服役中に取得した理髪師の技術を生かすことができず、全米の警察官が携行することになったミランダの権利告知カードと同種のカードを大量に印刷し、これに署名して1枚1.5ドルで売り捌いていた。そしてミランダは1976年1月31日、フェニックスの場末のバーで2人のメキシコ人と喧嘩口論の末、ナイフで刺殺された。間もなく逮捕された共犯者に警察官はスペイン語と英語で権利告知カードからミランダ警告を読み上げたという。そしてこのような事実を明らかにした著書がノンフィクションとして一般読者向けに公刊されているのである。⁽³⁴⁾

ミランダ判決は、警察署での身柄拘束中の被疑者取調べにつき内在的に自白を強要する雰囲気下に行われるから、弁護人の同席を求める権利等の告知がない限り、自己負罪拒否特権に接触するとしたものである。ところが合衆国最高裁は1969年のオロスコ判決⁽³⁵⁾において、被告人の下宿先寝室での警察官4名によるミランダ警告なしの取調べで得られた供述に基づいて凶器が発見された事案につき、ミランダ違反を肯定した。ミランダ判決は“人が身柄を拘束され、若しくは何らかの重要な方法で行動の自由を奪われて”取り調べられるときは常に警告が必要であると判示しており、この判示に従えばミランダ違反は明らかであるというのである。そして同判決以降、その場所いかんを問わず人の往来する表通りであってもおよそ身柄拘束後の取調べにミランダ法則が適用されることが確立するに至る。Law & Orderに見られるように現行犯であっても身柄を拘束すれば直ちにその場でミランダ警告が告知されるのはこのためである。

合衆国最高裁は1984年のクォーリズ判決⁽³⁶⁾において、パトロール中の警察官が銃を用いた強姦被疑者の身柄をスーパーで確保時に銃はどこだと尋ね

たところ、あごで示しつつ「銃はそこにある」と答え、その供述どおりスーパー内から銃が発見されたので正式に逮捕した上でその後初めてミランダの諸権利を告知した事案につき、「公共の安全を憂慮してなされたものと合理的に判断できる」場合には、取調べ前のミランダ警告は必ずしも不可欠ではないとしてミランダ法則に“公共の安全の例外 (public safety exception)”を肯定したため、ミランダ判決の「中核部分」を攻撃するものとしてアメリカで大いに話題となり、わが国でも同旨の指摘がある。しかし、わが国の最大の問題点である外部から隔離された警察署での身柄拘束中の取調べに公共の安全の例外を認める余地はなく、われわれが動揺する必要は全くない。アメリカでの判例解釈を日本で紹介する際に留意すべき点である。

ミランダ判決は被疑者に取調べを中止させる権利や弁護人との同席を求める権利を保障するなど「刑事司法の革命」を樹立したというにふさわしいものであるだけに反撥も強く、連邦議会は2年後の1968年に「犯罪防止及び街路の安全に関する包括法」を制定した際に、自白の許容性に関する合衆国法典第18編3501条を設けた。同条によれば、「すべての事情を考慮して」任意性が認められれば自白は許容されることとなり、黙秘権等の不告知は任意性判断のための一要素にすぎない、したがって、同法は、ミランダを廃棄し、ミランダ以前の法状態の復活を意図したものであることは明らかであるにもかかわらず、検察側がこの規定を利用することはなかった。ところが、スカーリア裁判官が1994年のデイヴィス判決 (Davis v. United States, 512 U.S. 452) の同調補足意見で、合衆国司法省が組織的に制定法の命令を拒否しているという理由だけでそれを無視するのであれば、われわれは裁判官としての義務を果たしていないことになるとして、制定法の無視は遺憾である旨の見解を明らかにしたため大いに話題となった。

このような状況下に第4巡回区連邦控訴裁判所はミランダ違反供述に初めて3501条を適用した。これに対し、被告人が上告受理の申立をしたところ、合衆国司法省は1999年11月1日、異例にも、上告受理および第4巡回区の決定破棄を求める被告人に同意する旨の政府の上告趣意書 (the gov-

ernment brief) を提出して明確に同条の違憲性を主張し、ミランダ擁護の論陣を張ったのである。そして合衆国最高裁はレンキスト長官執筆の2000年6月26日のディカソン判決⁽³⁷⁾において、ミランダ判決は憲法に根拠を有する憲法判例 (a constitutional decision) であるから議会の制定法によってミランダを変更することはできないとの判断を示し、議会在1968年に制定した合衆国法典18編3501条はミランダと矛盾する違憲立法であると判示した上で、あらためてミランダ判決を再確認したのである。

ミランダ判決の革命的意義は、憲法上の自己負罪拒否特権を警察署での被疑者取調べに適用したうえ、取調べへの弁護人の同席を求める被疑者の権利を肯定したことにある。そのため明文規定のある第6修正の弁護人依頼権とミランダ判決によって創設された第5修正の弁護人依頼権とが併存することになり、両者の根拠や適用場面をめぐりやや複雑な議論があるが、被疑者の明示の意思表示がある限り、自己負罪拒否特権を根拠に取調べへの弁護人の立会いを肯定するミランダ判決の核心部分は今日ではさらに貫徹強化⁽³⁸⁾されている。

(2) 排除法則とその例外則

合衆国最高裁は1914年のウィークス判決 (Weeks v. United States, 232 U.S. 383) で、郵便を違法に利用した連邦法違反事件につき、違法に押収したものを市民である被告人に不利な証拠として用いることを認めれば、不合理な捜索・押収を受けない権利を市民に保障する合衆国憲法第4修正は無意味になる (of no value) として、排除法則は憲法の要求であることを明らかにした。1949年のウルフ判決 (Wolf v. Colorado, 338 U.S. 25) は、第4修正の保障は第14修正のデュー・プロセス条項を介して州に強要できるとしつつ、その具体的な保障方法は各州の独自の判断に委ねられているとして排除法則自体の州への拡大を認めなかった。しかし、1961年のマップ判決 (Mapp v. Ohio, 367 U.S. 463) は、ウィークスの排除法則は「第4修正の本質的要素を構成するもの」であるから、第4修正がデュー・プロセスの内容として各州に強要できるのであれば、連邦の排除法則もまた州

に対して強要できることになる」と判示し、ここに排除法則がアメリカの全法域で一律に適用されることが確立するに至った。

合衆国最高裁は、他方、1920年のシルヴァーソン判決 (Silverthorne & Lumber Co., v. United States, 251 U.S. 385) において違法収集証拠は「およそ用いられてはならない」としつつ、それが「独立の源から得られる」場合には排除する必要はないとし、そして1939年の第二次ナードン判決 (Nardone v. United States, 308 U.S. 338) で初めて“毒樹の果実”という言葉を用いて、排除法則は間接的な派生的証拠にも及ぶことを強調しつつ、違法捜査と当該証拠との関係が「極めて稀薄なためその汚れが除去されている」場合にはいわば因果関係が遮断されているとして“稀釈法理”の例外のあることを明らかにした。1963年のワン・サン判決 (Wong Sun v. United States, 371 U.S. 471) は、包括的な“毒樹の果実”論を展開し、身柄釈放後に任意に出頭して自白した被告人の自白調書については当初の違法逮捕との関係は「極めて稀薄となり汚れは除去された」としてこれを許容したが、残りの証拠については検察側による違法捜査の利用を強調し、いずれの例外にも該当しない毒樹の“果実”であるとしてこれを排除した。そして1984年の第二次ウィリアムズ判決 (Nix v. Williams, 467 U.S. 431) は、「独立入手源の例外との機能的類似性」を強調しつつ“不可避的発見”の例外を正面から肯定したため、ここに毒樹の果実排除に対する3例外が確立するに至ったのである。

このようにアメリカでは排除法則の成立とほぼ平行して“独立入手源”や“稀釈法理”のほか“不可避的発見”の例外が認められてきたのであるが、早くから認められてきた前二者とは異なり、不可避的発見の例外は違法捜査がないとしても当該証拠は不可避的に発見されていたであろうという仮定が伴うだけに種々の問題が指摘されていた。しかし、合衆国最高裁は1973年の第一次ウィリアムズ判決 (Brewer v. Williams, 430 U.S. 387) において、被疑者を押送中のリーミング刑事が弁護人との約束に反して被疑者に話しかけて被害者の死体場所に関する供述を得た事案につき、第6修正の弁護人の援助を受ける権利を侵害したとしてその供述を排除しつつ、

「ウィリアムズの負罪的供述それ自体もウィリアムズが警察官を被害者の死体のあるところに案内したとするいかなる証言も憲法上証拠として許容できないが、死体の発見場所およびその状態に関する証拠は、たとえウィリアムズから負罪的供述が引き出されていなかったとしても、いずれにせよ死体は発見されていたであろうという理論に基づいて許容されることはありうる」旨脚注で判示していた。そして前述のように1984年の第二次ウィリアムズ判決は、正面から排除法則に対する不可避的発見の例外を肯定したのである。本判決にはブレナン裁判官らの反対意見が付されているが、多数意見とは異なり、“証拠の優越”ではなく“明確で説得的 (clear and convincing)” 証拠による立証を要するとするにとどまり、不可避的発見の例外の合憲性を否定していないことにも留意したい。

なお、第一次ウィリアムズ判決につき「こんな事案でも有罪にならないのか」との率直な指摘があり、これはおそらく日本人共通の感想でもあると思われるが、同判決の背景には第6修正の保障する弁護人の援助を受ける権利を重視する一連の最高裁判例が存在するのである。わが国では、同判決につき「ミランダ・ルールの保障する弁護人依頼権侵害になるとした」ものと解する向きもあるが、アメリカでも事案の残虐性からミランダ変更の好機と捉えた向きのあったことは事実であるものの、ミランダ違反ではなく第6修正違反と判示することによって当時その生命すら危ぶまれていたミランダ判決の窮地を救ったものと解されているのである。いずれにせよ、明文規定のある第6修正の弁護人依頼権とミランダによって創設された第5修正の弁護人依頼権とを明確に区別することが重要である。

IV むすびとして

以上、テレビ映画やABCテレビのDVDを介してアメリカにおける刑事裁判の一端を垣間見つつ、主要な合衆国最高裁判例を概観してきた、これから明らかなように、日米の刑事裁判の相違は歴然としている。

そこで以下、憲法上の観点からアメリカ法研究の意義と課題に言及しつ

つ、若干の問題点を指摘することでさしあたりのむすびとしたい。

第1, 人身の自由に関する明文の憲法条項を共有する以上, わが法の解釈としてもアメリカ法を参考にせざるを得ない。例えば, 憲法36条は「残虐で異常な刑罰」を禁止する合衆国憲法第8修正と事実上同一であるため, 致死薬注射による処刑方法のみを合憲とする近時のアメリカ法の動向を完全に無視して明治6年(1873年)の太政官布告を根拠規定とする絞首刑の合憲性をいまなお維持することは至難である⁽⁴⁰⁾。憲法上の黙秘権ないし自己負罪拒否特権の実効的保障を根拠とするミランダ法則についても同様であるといつてよい。また合衆国最高裁は2004年のクロフォード判決(Crawford v. Washington, 541 U.S. 36)⁽⁴¹⁾において従前の伝聞例外はほぼすべて憲法上の証人対面権に抵触すると判示したが, 憲法37条2項が第6修正と同一の規定である以上, かねて問題が指摘されているいわゆる2号書面すなわち検察官面前調書の合憲性についても再検討する必要がある。

第2, 憲法との関わりはあるが明文規定のないいわばグレイゾーンに関してはやや微妙である。その1例として狭義の排除法則の問題がある。最高裁は1978年に排除法則を事実上採用するに至ったが, それはいわゆる相対的排除法則であり, アメリカ法とは異なる。もっとも, アメリカでは憲法に反する違法行為があればそれを利用して獲得された証拠は即排除するといういわゆる絶対的排除法則を採用しつつ, それとほぼ同時に例外法則を認めているのであり, 実質的にはそれほど異なるとは思われないが, アメリカ法の方が分かり易い。Law & Orderで毒樹の果実排除の例外則としての不可避的発見の適用事例が度々出てくるのは最高裁判例による法の支配が確立しているためであるが, 排除した上で例外則に該当するかを判断する方が分かり易いからでもあろう。ただ, 不可避的発見の例外則についてもわが国の学説の理解は先にも指摘したように必ずしも十分とは思われない。文脈は異なるが, 立法課題とされている「共謀罪」についても同様である。例えば, いわゆる「ロス疑惑」の再燃で殺人罪は無効「共謀罪」は有効としたロス地裁の決定につき「新証拠もないのに他国での無罪判決確定者を逮捕し……死に至らしめた非道なやり方を見ると, 下には下があ

る」との見解がある⁽⁴³⁾。日本で無罪判決を獲得した弁護人としては当然の気持であろうが、アメリカでは殺人とコンスピラシーは別個の犯罪とされるため二重の危険は適用されないのである。この点についても学説の検討は不十分である。

第3、憲法上の規定とは直接の関わりのない有罪答弁や司法取引⁽⁴⁵⁾そして量刑の問題については別途検討する必要がある、これがアメリカ法研究の残された最大の課題といってよい。アメリカではいわゆる三振法の合憲性は2003年の判決で確立しているが、その内容は「ゴルフクラブ3本を窃取した被告人」がカリフォルニア州法上の三振法の適用を受けて25年間パロールの可能性のない終身刑を言い渡された事案につき「本件量刑は「著しく不均衡ではなくく」第8修正に違反しないと判示したものであり、余りの峻厳さに戸惑いすら覚えた⁽⁴⁶⁾。

そして最後に、一般国民の参加の点では日米の刑事裁判には共通性が認められるがその範囲や内容において格段の相違がある。アメリカでは1791年制定施行の第6修正で「公平な陪審による迅速な公開の裁判」が保障されているため220年の歴史があるのに対し、わが国の裁判員制度はたかだか3年余りのことにすぎないし、選任手続の公開性や全員一致評決などの点でも大いに異なる。アメリカでは一般市民向けの娯楽映画においても排除法則の適用場面が正面から出てくるのに対しわが国ではそのような場面は一切なく終始お笑いに徹しているのを見ると、あらためて両国の歴史の違いにあわせて法の支配の重みを実感するのである。ただ、わが国でも、裁判員制度の実施を契機として裁判所にも新しい動きが見られるとともに一般市民の刑事裁判への関心が高まりつつある。陪審制度とは比較にならないとはいえ裁判員制度が一定の役割を果たしつつあるのは否定できない事実であり今後の動きに注目したい。

なお、筆者は現在、全5巻本の『デュー・プロセスと合衆国最高裁』に併行して『共犯者の自白 [第2版]』と『ミランダと被疑者取調べ [第2版]』等の準備を進めており、その成果を利用しつつ Law & Orderなどを積極的に活用した『アメリカの刑事司法』と『日米の刑事裁判』を順次上

梓した後、日本の刑事証拠法の問題に焦点を絞り込んだ『刑事証拠法解題』に取り組む予定である。本稿はその準備作業の一環に外ならない。

注

- (1) 松尾浩也「裁判員裁判について——国民参加の順調なスタート」NBC 927号(2010年4月)。
- (2) 小早川義則『裁判員裁判と死刑判決』(成文堂, 2011年) 196頁等。
- (3) 座談会「実務と英米法」ジュリスト600号321頁(1975年)[鈴木義男発言]。なお、田宮裕「変革のなかの刑事法——戦後刑事法学は“異端”だったのか——」松尾浩也先生古稀祝賀論文集上巻10頁(1998年), 松尾浩也『刑事訴訟の原理』(有斐閣, 2012年) 358頁注(2) 参照。
- (4) 藤本哲也<講演>「刑事政策の過去・現在・未来」『罪と罰』49巻2号(2012年3月) 40頁, 18頁。
- (5) 松尾浩也『『罪と罰』の50年』『罪と罰』49巻2号(2012年3月) 82頁。
- (6) 小早川義則『共犯者の自白』(成文堂, 1990年), 『ミランダと被疑者取調べ』(成文堂, 1995年), 『デュー・プロセスと合衆国最高裁 I——残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』(成文堂, 2006年), 『共謀罪とコンスピラシー』(成文堂, 2008年), 『毒樹の果実論』(成文堂, 2010年), 『デュー・プロセスと合衆国最高裁 II——証人対面権, 強制的証人喚問権』(成文堂, 2012年10月)。
- (7) 評議の秘密の問題点については, 石松竹雄=伊佐千尋『裁判員必携』(ちくま新書736, 2009年) 199頁参照。
- (8) ちなみに, 筆者は1988年から1990年までの正味2年間のニューヨーク・ロースクール留学中, ごく近くにあるニューヨーク州第1審裁判所(Supreme Court) やそれに隣接するチャイナタウン, ウォール街, そして往年の世界貿易センターのほかセントラルパーク周辺を繰り返し散策し, 「犯罪」現場の土地勘もあるだけに, 当時を懐かしく思い出しつつ合衆国最高裁判例の重要性を再確認したのは貴重な収穫である。小早川義則『NY ロースクール断想』(成文堂, 2004年) 参照。筆者はその後, いずれも短期間であるが3度にわたりニューヨークを再訪する機会があり, とりわけ汚かった地下鉄の様変わりを実感した, このことについては後に触れる。
- (9) 岩田太「陪審室の内側: 陪審はどのように議論しているのだろうか」2008-I アメリカ法155頁以下。
- (10) 小早川義則『裁判員裁判と死刑判決 [増補版]』(成文堂, 2012年12月)

213頁以下。

- (11) 関西テレビ2012年9月25日午後9時放映番組。
- (12) アメリカでは堕胎をめぐるプロ・ライフ (pro-life) と呼ばれる堕胎禁止派とプロ・チョイス (pro-choice) と呼ばれる堕胎容認派の争いがある。そして合衆国最高裁は1972年のロウ対ウェイド判決 (Roe v. Wade, 410 U.S. 113) において母体の生命を救うため等を除き堕胎 (abortion) を広く処罰するテキサス州法の合憲性が争われた事案につき、妊娠初期における女性の堕胎を選択する権利は合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項によりプライバシー権の一部として認められるとした上で、妊娠3ヶ月までは州により規制はできない旨判示し、テキサス州法は違憲であるとの判断を示した。ところが1989年のウェブスター判決 (Webster v. Reproductive Health Service, 492 U.S. 490) では公立病院での堕胎を事実上禁止するミズリー州法を違憲とした第8巡回区控訴裁判所の判断を破棄し、ロウ判決を正面から変更しなかったものの州の堕胎関連法案の合憲性を肯定したため両派の争いがさらに激化した。pro-life派の一部が堕胎医の診療所 (abortion clinic) を襲うなどの事件が続発した背景である。
- (13) 広辞苑によると、いわゆるモルモン教会の一夫多妻制度は1890年に廃止された。なお、合衆国最高裁は1897年のレイノルズ判決 (Reynolds v. United States, 98 U.S. 145) において、宗教的信念を理由とするモルモン教会のメンバーによる重婚の正当性の主張を退けている。
- (14) exclusionary rule については排除法則の訳語が定着していることを考えると Miranda exclusionary rule についてもミランダ法則とするのが相当と思われる。
- (15) Arizona v. Fulminante, 499 U.S. 279 (1991). 本判決は、義娘への陵辱殺害事件に関し刑務所で親しくなった男 (Y) ——実は検察側の情報提供者——への告白および出所後に迎えに来たYとその愛人 (S) への自白が強要によるものといえるかが争われた事案に無害 (harmless-error) 法理が適用されたものである。
- (16) Nix v. Williams, 467 U.S. 341 (1984). 本判決は、10歳の少女AがM市で兄の登場するレスリングを体育館で観戦中にトイレに出かけたまま行方不明となり間もなく体育館で寝泊りしていたXに対し誘拐容疑で逮捕状が発付されると同時に多数の地元ボランティアが警察の指揮下に参加して大規模な搜索が始まった。その間にXは弁護士の助言の下にD市の警察署に出頭しM市に押送されるまで取調べはしないと約束を無視し

てリーミング刑事 (detective Leaming) が押送の途中で“教会葬の話 (Christian burial speech)”をした結果、XがAの死体のある場所に案内したという事案に不可避的発見 (inevitable discovery) の例外を肯定したものである。

- (17) *United States v. Crowder*, 543 F.2d 312 (D.C.Cir. 1976). 本判決は、歯科医師Aを射殺した容疑者として逮捕されたクラウダ (X) が右手首と左大腿部に凶器のピストルから発射されたと思われる弾丸のあることが明らかであったにもかかわらず弾丸摘出手術を拒否し続けたため、検察官が弾丸摘出のための外科手術の許可状の発付を求めたところ裁判所が右手首につきこれを認め摘出された弾丸を証拠として被告人が有罪とされた原判決につき、控訴裁判所が5対4の僅差でこれを維持したものである。Cf., *Winston v. Lee*, 470 U.S. 753 (1985); 小早川義則「弾丸摘出手術の適否」名城法学37巻別冊 (1988年)。
- (18) *Katz v. United States*, 389 U.S. 347 (1967). 本判決は、公衆電話ボックスの外に盗聴器を設置したFBI捜査官が電話による賭博情報を傍受した事案につき、「第4修正は場所ではなく人を保護する」と判示し第4修正違反を肯定した上で被告人のプライバシーの侵害を認めたものである。
- (19) *Frye v. United States*, 293 F.2d 1013 (1923). 本判決は、被告人が自己に有利な証拠としていわゆる嘘発見器による検査結果の許容性を求めたところ、科学的証拠に関する専門家証言の許容性は、それが属する特定の分野において一般的承認 (general acceptance) を得るほど確立したものであることが必要であるとした上で被告人の主張を退けたものである。
- (20) *United States v. Ceccolini*, 435 U.S. 268 (1978). 本判決は、パトロール中の警察官Pが被告人 (X) の経営する花屋にたまたま立ち寄りかねて知り合いの女店員Aと雑談中、現金のはみ出た封筒がレジの引き出しの上にあるのに気付いた。中味を調べてみると現金だけでなく賭博の番号札 (policy slips) が入っているのを発見したが、そのことを告げずに封筒は誰のものかと尋ねたところ、封筒はXのものであり、ある人物 (Z) に手渡すよう指示されているとAは答え、後にAが同旨の証言をした事案につき、第4修正違反を肯定した上で、違法行為とA証言との関係は汚れを除去するほど十分に稀釈されているとして稀釈法理を適用したものである。
- (21) *Rhode Island v. Innis*, 446 U.S. 291 (1980). 本判決は、銃を用いた強

盗殺人事件で被告人(X)を逮捕しミランダ警告後に警察署へ押送中、2人の警察官が未発見の銃について話を始め、このあたりは障害児の施設があるので「子供たちが実弾入りの銃を見つけて怪我でもしたら大変なことになる」などと話し合っていたところ、Xが2人の話をさえぎり、銃の隠し場所を教えると述べ、その供述に基づき銃が発見された事案につき、取調べに相当する警察官の働きかけはなかったとしてミランダ違反を否定したものである。バーガ長官の同調意見がにわかにミランダ支持を表明したものとして著名である。

- (22) *Melendez-Diaz v. Mississippi*, 129 S.Ct. 2527 (2009). 本判決は、警察官が違法に押収した薬物はコカインである旨の州研究所の分析官によって作成された宣誓供述書の伝聞例外としての許容性が争われた事案につき、同供述書は“証言的供述”であるので分析官が法廷で証言しない限り第6修正の証人対面権に違反するとして従前の確立していた捜査実務を正面から否定したものである。
- (23) 1994年11月1日付朝日新聞、詳しくは、小早川義則『NY ロースクール断想』（成文堂、2004年）433頁以下。
- (24) 岩田太・前掲注（9）156-160頁に詳しい。
- (25) 小早川義則「接見交通の現状と課題」法律時報79巻12号49頁以下（2007年11月）参照。
- (26) 合衆国最高裁は1972年の判決（*Johnson v. Louisiana*, 406 U.S. 356）において非全員一致評決を合憲としたが、それはあくまでも非死刑事件での9対3の判決にとどまっている。
- (27) 小早川・前掲注10『裁判員裁判と死刑判決（増補版）』305頁以下。
- (28) 詳しくは、小早川義則『毒樹の果実論』（成文堂、2010年）63頁以下。
- (29) Comment (Martin Bahl), *The Sixth Amendment as Constitutional Theory: Does Originalism Require that Massiah be Abandoned?*, 82 J. Crim. & Criminology 424, at 425-426 (1991). なお、小早川義則「パウエル（スコッツボロ少年）判決と冤罪説」名城ロースクール・レビュー第13号（2009年10月）参照。
- (30) *Ring v. Arizona*, 122 S.Ct. 2428, at 2449 (O'Connor J. dissenting) (2002).
- (31) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966). 詳しくは、小早川義則『ミランダと被疑者取調べ』（成文堂、1995年）55頁以下。
- (32) *State v. Miranda*, 450 P. 2d 364 (1969).
- (33) Richard A. Lee & George C. Thomas III (eds.), *The Miranda Debate: Law, Justice, and Policing* (Northeastern University Press, 1998). 本書の

紹介として、小早川義則「新たなミランダ論争の展開」2001-I アメリカ法74, 79.

- (34) Lira Baker, *Miranda: Crime, Law and Politics* 9-12 (New York Atheneum, 1983). 本書の紹介として、小早川義則 [1986-II] アメリカ法360.
- (35) *Orozco v. Texas*, 394 U.S. 324 (1969).
- (36) *New York v. Quarles*, 467 U.S. 649 (1984).
- (37) *Dickerson v. United States*, 530 U.S. 420 (2000). 詳しくは、小早川義則「ミランダの意義と限界——合衆国最高裁ディクソン判決を契機に——」名城法学第50巻別冊法学部創立50周年記念論文集(2009年12月)。
- (38) *Texas v. Cobb*, 532 U.S. 162 (2006); *Montejo v. Louisiana*, 555 U.S. 1, 129 S.Ct. 2079 (2009). 両判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究(22)」名城ロースクール・レビュー第25号, 同「アメリカ刑事判例研究(13)」名城ロースクール・レビュー第19号参照。
- (39) 原田明夫「刑事訴訟法の理念と実務」*ジュリスト*1370号81-82頁。
- (40) 小早川・前掲注10『裁判員裁判と死刑判決 [増補版]』。
- (41) 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁II——証人対面権, 強制的証人喚問権』(成文堂, 2012年10月) 140頁以下参照。
- (42) 門野博『裁判員裁判への架け橋——刑事裁判ノート』(判例タイムズ社, 2012年) 147頁以下参照。
- (43) 弘中淳一郎・*ジュリスト*1370号89頁。
- (44) 詳しくは、小早川義則『共謀罪とコンスピラシー』(成文堂, 2008年) 315頁以下。
- (45) 包括的研究として、宇川春彦「司法取引を考える(1-17・完)」判時1583~1627号がある。なお、榎本雅記「刑事免責に基づく証言強制制度(1-6・完)」名城法学54巻3号~62巻2号(2005年~2011年)。
- (46) 小早川義則「合衆国憲法第8修正と罪刑の均衡原理——ユーイング三振法合憲判決を契機に——」*桃山法学*第7号(2006年3月)。